

別紙

県立学校の一斉臨時休業（休校）に伴う留意事項について

1 感染症対策及び健康管理

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休校であることを児童生徒等及び保護者に説明し、以下の点に留意して予防に努めること。

- ・人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすこと。
- ・自宅においても、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等）をしっかりと行うこと。
- ・規則正しい生活習慣を心がけ、体力維持につながる適度な運動も行いながら、心身の健康管理に努めること。

2 臨時休業中の学習指導について

- ・これまでに指導した学習内容の定着を図るための家庭学習の指示等、臨時休業期間中の児童生徒等の学習への配慮、必要な指導等を行うこと。
- ・必要に応じて、県教育委員会ホームページの「臨時休業（休校）期間中の家庭学習支援」を利用すること。
<http://kyouiku.higo.ed.jp/page10802/page10883/>
- ・進路及び進級のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を行うなど配慮すること。
- ・留学や旅行等については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知すること。

3 部活動について

部活動については、3月24日（火）までの活動を休止すること（練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等を含む）。

なお、3月25日（水）以降の部活動については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、追って通知する。

4 障がいのある生徒等について

障がいがあり、自宅等で一人で過ごすことが困難な児童生徒等において、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合については、児童生徒等が同じ場所に長時間集まることがないように必要な対策を取ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

5 家庭との連携について

特段の配慮が必要な児童生徒等の家庭訪問や電話連絡等により適宜適切な状況の把握に努めるとともに、家庭と学校との日常的な連絡先を再確認するなど、相互の連絡体制を整えること。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

臨時休業（休校）期間中においても、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

7 児童生徒等の心のケアについて

新型コロナウイルス感染症に対する不安の軽減や解消を図るため、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。また、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理に関すること

教育指導局体育保健課 平江、渡辺

096-333-2712

○県立中高等学校の臨時休業中の学習指導に関すること

教育指導局高校教育課 前田、坂本

096-333-2685

○部活動に関すること

教育総務局文化課 伊藤、津田

096-333-2705

教育指導局体育保健課 平江、鳴瀬

096-333-2711

○特別支援学校に関すること

教育指導局特別支援教育課 宮本、田崎

096-333-2683

○差別やいじめ等への対応に関すること

教育指導局人権同和教育課 岩本、富田

096-333-2702

教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、木山

096-333-2720

○心のケアに関すること

教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、船場

096-333-2720